

# 全会津中学校体育大会 COVID-19感染拡大予防ガイドライン

全会津中学校体育連盟

## 1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」((公財)日本スポーツ協会)や「全国中学校体育大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」((公財)日本中学校体育連盟)及び福島県中学校体育連盟から示されている「福島県中学校体育大会運営 COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、全会津中学校体育大会開催時の対応指針として作成するものである。

## 2 大会開催に当たっての基本的な考え方

### (1) 感染源、感染経路の把握と管理

- ① 参加者の体調把握
- ② 入場者数等の制限

### (2) 感染防止の3つの基本の徹底

- ① 身体的距離の確保
- ② マスクの着用
- ③ 手洗い等の徹底

### (3) 3つの「密」(密閉・密集・密接)の回避

- ① 密閉空間の回避
- ② 密集場所の回避
- ③ 密接場所の回避

### (4) 安全な活動環境等の確保

- ① 会場、用具、器具等の管理の徹底
- ② 参加承諾書の提出と健康観察の実施

### (5) その他

- ① 観客の有無や入場の制限については、評議員会において決定する。
- ② 必要に応じた具体的な入場制限案については、専門部会で協議し事務局に報告する。事務局は、速やかに評議員会に諮ることとする。

## 3 具体的な対応

### 主催者の具体的実践事項

- (1) COVID-19 感染拡大予防ガイドライン及び同マニュアルを各学校や専門部に周知し、その内容の徹底を図るとともに、各学校には参加に対する同意書(参加承諾書)の提出を求める。
- (2) 対象者に応じた「健康管理チェックシート」(以下、「チェックシート」)を作成し、各学校及び専門部に配付する。大会終了後は専門部に提出を求め、全会津中学校体育連盟事務局(以下、「事務局」)で大会終了後1ヶ月程度保管し、期間経過後は責任をもって破棄する。
- (3) COVID-19 感染拡大予防対策として予算措置を講じ、専門部との連携を密にしその執行に当たる。
- (4) 入場可能人数(範囲)については、利用する会場や施設の状況、各専門部の選手数を考慮し判断する。
- (5) 医師会、医療機関の協力を得る。

### 各専門部の具体的実践事項

#### (1) 感染源、感染経路の把握と管理

- ① すべての関係者に「チェックシート」の提出を求め、チェック項目等に異常がある場合は大会に参加させないことを徹底する。「チェックシート」は、大会終了後、事務局に提出する。  
※ 外部審判員については、委嘱状送付と合わせて「チェックシート」を添付する。
- ② 大会中、競技者(参加生徒)(以下、「生徒」)や引率者等に体調不良がある場合は大会本部に申し出るよう場内アナウンスや監督会などで促す。

③ 大会中に生徒の体調不良を確認した場合、大会救護係や医療機関及び保護者等と連携し、当該選手の体調を確認するとともに、安全に帰宅させるなどの対策を講じる。また、体調不良者を一時的に休ませる必要がある場合には他者と接しない個室等で休ませることとし、大会本部はこれに必要なスペースを事前に準備しておく。スペースの確保に関しては施設管理者と事前に確認しておく。

④ 必要に応じて観客の入場制限を行う場合は、各専門部で協議し事務局に報告するとともに、評議員会の決定を受けて各学校に事前に周知し、当日も会場入口などにその旨の掲示などを行う。必要であれば受付を設置し、入場を規制する。

⑤ 外部審判員が競技運営上必要な場合は、必要最小限の人数とする。

## (2) 感染防止の3つの基本の徹底

① 原則開閉会式は実施しない。但し、表彰式等については3密にならない対策を講じ、専門部会長の判断により実施してもよい。

② 監督会等を実施する場合、人と人との間隔が、1 m～2 m程度空くように工夫する。

③ 試合前後の挨拶等は簡略化し、対戦相手や審判等との握手、試合前の生徒間での円陣、ハイタッチ等の実施を制限する。また、競技の特性上必要な用具の確認等については競技ごとに工夫するなど、必要な感染予防策を講じる。

④ 生徒・引率者等及び大会関係者にマスクを準備させ、大会中は競技実施時及び食事等を除いて、基本的にマスクを着用し、咳エチケットを徹底するよう指示をする。但し、競技中や気候の状況により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すなど柔軟に対応できるようにする。その際、不必要な会話や発声を行わず、他の生徒との距離を2 m以上確保するよう指導する。

⑤ 各専門部は、生徒、引率者等及び大会関係者が、こまめに手洗いを行えるよう、利用する施設と連携し、手洗い場に十分な量の石けん等を設置するとともに、場内アナウンス等で生徒や引率者の手洗いを促す。

⑥ 手洗い場等に「手洗いは30秒以上」の掲示をする。

⑦ 可能な限り、会場の出入口付近など複数箇所に手指消毒液を設置する。

⑧ トイレやドアノブ、手すりなどをこまめに消毒する体制を整え、消毒を実施する。

⑨ 飲みきれなかった飲料等を自宅に持ち帰り処分するよう、生徒等に周知する。

## (3) 3つの「密」(密閉・密集・密接)の回避

① 更衣室で生徒が密集しないよう、一度に利用できる人数を制限し明示する。また、更衣室内での生徒同士の間隔が1 m～2 m程度空くよう目印テープを貼付するとともに、更衣室の換気扇を常時運転したり、換気用の小窓を開けたりするなど、換気に配慮する。

② 屋内で実施する競技において、会場内で人が密集しないよう、一度に会場に入れる人数や学校数等を制限する工夫をする。それについて事前に周知するとともに、当日は場内アナウンスで周知・徹底する。

③ 試合時間を待つ選手やチームがいる場合は、可能な限り(屋外等)風通しのよい場所で待機するよう、事前に待機場所を設定しておく。

④ 屋内で実施する競技においては可能な限り、窓を開放した状態で試合を行う。競技の特性により、窓の常時開放が難しい場合でも、1時間に2回～3回程度、会場のドアや窓を開け、換気を行うなどの工夫を行う。その際、会場の窓等の解放が困難な場合は、利用する施設と連携し換気設備を適切に運転する。この場合においても、1時間に2回～3回程度、会場入口等を開け換気を行うなどの工夫をする。

⑤ 試合会場のベンチや食事をする場所について、できるだけ1 m～2 m程度空くよう、生徒同士の間隔を取らせ、対面を避け、会話を控えるようにする。

⑥ 無観客での開催の際は、受付等に役員を配置し保護者等の入場はお断りする。

#### (4) 安全な活動環境等の確保

- ① 各競技特性に応じた、適切な感染予防策を講じる。
- ② 会場を借用する学校施設管理者や社会体育施設管理者と、感染拡大予防対策について事前に打合せを行う。

### 各学校の具体的実践事項

#### (1) 感染源、感染経路の把握と管理

- ① 大会前1週間の体調管理を行い、事務局から配付される「チェックシート」に記入させ、大会当日の朝に各専門部受付に提出する。その際、チェック項目等に異常がある場合は大会に参加させないことを徹底する。
- ② 引率者は、集合時から解散時まで生徒の健康観察を徹底し、大会中に生徒の体調不良を確認した場合、大会救護係や医療機関及び保護者等と連携し、当該生徒の体調を確認するとともに、安全に帰宅させるなどの対策を講じる。

#### (2) 感染防止の3つの基本の徹底

- ① 引率者等は、集合時・待機中・休憩中及び食事中などにおいて、生徒同士の間隔が、できるだけ1m～2m程度空くように指導する。
- ② 引率者等は、試合前後の挨拶等の簡略化、対戦相手や審判等との握手・試合前の生徒間での円陣・ハイタッチ等の実施について制限がなされる場合もあるので、大会本部の指示に従う。
- ③ 引率者は、生徒にマスクを準備させ、大会中は、競技実施時及び食事等を除いて、基本的にマスクを着用し咳エチケットを徹底するよう指示をする。但し、競技中や気候の状況により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと大会本部が判断した場合は、その指示に従う。その際、健康観察を行うとともに、自分専用のボトル等を準備させ、こまめに給水させる。また、不必要な会話や発声を行わず、他の生徒との距離を2m以上確保するよう指導する。
- ④ 集合時・更衣後・ウォーミングアップ終了後、試合前後・昼食前後・解散時等、こまめに流水と石けんでの手洗いを徹底する（各学校でも、積極的に手指消毒液を持参し対応する）。なお、手洗いは30秒以上行うものとする。
- ⑤ 手洗い徹底のため、生徒には事前に手を拭くための「マイタオル」を持参させる。
- ⑥ 飲みきれなかった飲料等を自宅に持ち帰り処分するよう、生徒に指導する。

#### (3) 3つの「密」(密閉・密集・密接)の回避

- ① 専門部から提示される3密を避けるための入場の仕方や控場所、更衣室の使い方などを生徒に周知し徹底させる。
- ② 会場への入場から退場まで、試合前の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の3密(密閉・密集・密接)を避けソーシャルディスタンス(1m～2m)を確保した行動をとるよう指導し徹底させる。
- ③ チームでまとまって会場へ移動する場合は、引率者等は、バス等の車内が密閉空間とならないよう、運転手と連携し定期的に換気をしたり、1台に乗車する人数を減らしたりするなどの工夫をする。

#### (4) 安全な活動環境等の確保

- ① 応援者の感染拡大予防に係る具体的実践事項について、文書やホームページ等で保護者に周知し理解を得る。特に、無観客開催となった場合は、その趣旨を含めて周知し、徹底を図る。
- ② 参加に当たっての注意事項を参加計画等で事前に説明し、それに対する同意を得る。(参加承諾書の提出)

## 競技者(参加生徒)の具体的実践事項

### (1) 感染源、感染経路の把握と管理

- ① **大会前1週間**の体調管理を十分に行い、事前に配付された「チェックシート」に必要事項を記入するとともに、大会当日の朝、引率者に提出する。
- ② 大会中に体調不良が生じた場合は、速やかに引率又は競技役員等に申し出て対応してもらう。

### (2) 感染防止の3つの基本の徹底

- ① マスクを必ず準備し、大会中は、競技実施時及び食事等を除いて、基本的にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。但し、競技中や気候の状況により、マスクを外すなどの指示が競技本部から出された場合は、それに従う。
- ② 自分専用のボトル等を準備し、こまめに給水を行う。
- ③ 不必要な会話や発声を行わず、競技場内や更衣室、食事の場所等においても他の生徒との距離を1m～2m以上確保する。
- ④ 試合前後の挨拶等の簡略化、対戦相手や審判等との握手・試合前の生徒間での円陣・ハイタッチ等の実施について制限がなされる場合もあるので、大会本部の指示に従う。
- ⑤ 集合時・更衣後・ウォーミングアップ終了後、試合前後・昼食前後・解散時等、こまめに流水と石けんでの手洗いを徹底する。なお、手洗いは30秒以上行うものとする。
- ⑥ 手洗い徹底のため、事前に手を拭くための「マイタオル」を持参する。
- ⑦ 飲みきれなかった飲料やマスク、ゴミ等は、必ず自宅に持ち帰り処分する。
- ⑧ 荷物の自己管理を徹底し、安易に他者のものを使用したりしない。

### (3) 3つの「密」(密閉・密集・密接)の回避

- ① 会場への入場から退場まで、試合前の練習場所や更衣室、食事や集団での移動の際など、3密を避け1m～2mを確保する自覚ある行動をとる。
- ② チームでまとまって移動する場合は、バス等の車内が密閉空間とならないよう定期的に換気を行う。

## 競技役員・応援者・写真業者及び報道関係者等の具体的実践事項

### (1) 競技役員

- ① 重症化しやすい基礎疾患(糖尿病・心不全・呼吸器疾患・高血圧・人工透析を受けている・免疫抑制剤・抗がん剤等を用いている)がある方はあらかじめ辞退していただく。
- ② 指定様式チェックシートを受付に提出し、発熱・咳・咽頭痛・倦怠感などが見られる場合は役員協力を辞退していただく。
- ③ 3密の行動回避、マスクの着用、手洗いを徹底する。
- ④ 各競技団体で定めるCOVID-19感染拡大防止策及び専門部感染予防策に従って行動する。

### (2) 応援者(保護者)

- ① 指定様式チェックシートを受付に提出し、発熱・咳・咽頭痛・倦怠感などが見られる場合は入場を辞退していただく。
- ② マスクの着用を義務づける。
- ③ 大声での声援(応援)を送らないことや会話を極力控えることを徹底する。
- ④ 応援の際、他者との距離を十分に確保する。(ソーシャルディスタンスの確保)
- ⑤ 応援者は生徒控場所へは立ち寄らず、生徒との接触は避ける。
- ⑥ 各競技団体で定めるCOVID-19感染拡大予防策及び専門部感染予防策に従って行動する。
- ⑦ **無観客開催の決定がなされた場合は、その入場等は一切認めない。**

※ (2)に関しては、各校から文書やホームページで保護者へ周知のこと。

### (3) 写真業者及び報道関係者等

- ① 指定様式チェックシートを受付に提出し、発熱・咳・咽頭痛・倦怠感などが見られる場合は入場を辞退していただく。
- ② マスクの着用を義務づける。
- ③ 報道用 I Dカード（又はビブス）を着用し、大会本部の指定したエリアで取材等に当たる。
- ④ 各競技団体で定める COVID-19 感染拡大予防策及び専門部感染予防策に従って行動する。

## 4 COVID-19 感染症発生（又は疑い）時の対応

### (1) 大会参加前又は参加予定において感染者等が発生した場合

- ① 陽性者が発生し、臨時休校期間や学年（学級）閉鎖期間は、当該校（学年・学級）の生徒の大会参加を認めない。
- ② 大会直前に保健所の指示による自宅等における療養期間、外出自粛期間が明けた生徒については、個別に対応するものとする。
- ③ 合同チームの編成校に感染者が発生した場合は、個別に対応するものとする。

生徒・教職員（部活動指導員等も含む）の状況別対応一覧（表1）

状 況	対 応
A：陽性者である。	○当該生徒等については、保健所の指示による自宅等における療養期間中、外出自粛期間中の大会参加を認めない。
B：濃厚接触者である。	
C：感染のおそれがある場合 ① 健康チェックシート・チェックリストの確認事項で抵触する事項があった場合。	○当該生徒・教職員等に感染の恐れがないと判断されない限り、大会への出場は認めない。 ※「感染の恐れがないとは」 かかりつけ医等の診断を受け、感染の恐れがないと判断された場合。（かかりつけ医がない場合は、受診相談センターへ連絡をして指示を仰ぐこと。）
② 本人が、医師などの判断により PCR 検査等の対象となった場合。	
③ 保健所の指示で接触者と特定され、PCR 検査等の対象となった場合	

※ 上記の基準に加えて、所属長の判断で欠場はあり得る。その際、大会運営上の扱いは出場停止と同じ扱いとする。

### 《 当該校の対応 》

ア 所属長は、学校として欠場しなければならないような重大な案件が発生した場合は、全会津中学校体育連盟会長（事務局）へ連絡する。

※ 個人名は欠場理由が特定されぬように配慮の上、速やかに大会運営側へ連絡する。

イ 顧問は登録の変更を行う。（生徒・教職員等が上記表の A 又は B となった場合）

※ 大会申込終了後であっても、大会運営側（事務局及び専門部）は変更届などで対応する。

### 《 大会運営側（事務局及び専門部）の対応 》

ア 全会津中学校体育連盟会長（事務局）は、当該専門部会長及び専門部委員長への連絡を速やかに行う。

イ 当該専門部が欠場連絡を受けた後、組合せについて確認する。その際、以下のことに配慮しながら

ら行う。

※ トーナメント方式においては、当該選手（チーム）欠場により不戦勝扱いとし、組合せの変更は行わない。

※ リーグ戦方式においては、新たにリーグを組むことはせず当該リーグの選手（チーム）数を減らして実施することを原則とする。その際は、一部の選手（チーム）の不利益とならないよう配慮し、専門部ごとにその詳細を明示する。

※ COVID-19 感染等の起因（表 1 の範囲内）とする欠場においては、学校又は支部からの繰り上げ出場は行わない。

(2) 大会期間中に陽性者・濃厚接触者として特定された選手、又は発症の疑い（発熱や体調不良等を含む）があった選手・チームと試合または競技をした場合

【該当種目】 軟式野球・ソフトボール・バスケットボール・バレーボール・ソフトテニス・卓球  
バドミントン・サッカー・ハンドボール・柔道・剣道・相撲

生徒の状況別対応一覧（表 2）

状 況	対 応
陽性者・濃厚接触者に該当する選手（または所属したチーム）と対戦した選手（チーム）が勝ち上がった場合	○ 居住地管轄保健所の指示の下、各市町村教育委員会等関係機関・全会津中学校体育連盟評議員との協議の上、全会津中学校体育連盟会長の判断による。
発症の疑いがある選手（または所属したチーム）と対戦した選手（チーム）が勝ち上がった場合	○ 受診・相談センターへの連絡やかかりつけ医を受診する。感染の恐れがないと判断された場合は、出場可とする。

※ 対戦した選手やチームへの連絡等は、全会津中学校体育連盟事務局が関係機関と調整の上行う。

【該当種目】 陸上競技・水泳競技・新体操・体操競技・スキー・スケート

生徒の状況別対応一覧（表 3）

状 況	対 応
陽性者・濃厚接触者に該当する選手、または発症の疑いがある選手とソーシャルディスタンスを図れない距離で競技した選手が予選を通過した場合	○ 居住地管轄保健所の指示の下、各市町村教育委員会等関係機関・全会津中学校体育連盟評議員との協議の上、全会津中学校体育連盟会長の判断による。

※ 競技をした選手やチームへの連絡等は、全会津中学校体育連盟事務局が関係機関と調整の上行う。

(3) 大会終了後に感染等が確認された場合等については、COVID-19 感染拡大防止マニュアルに記載のとおりとする。

※ この場合には「感染した場合」「濃厚接触者に特定された場合」「感染の恐れがある場合」が含まれる。

※ 大会終了後 2 週間までは、参加校全てで健康観察を継続することを前提とする。

① 該当選手への対応は所属校が行う。

② 大会終了後 2 週間以内に、新型コロナウイルス感染症への発症等が確認された場合は、当該選手の所属長は、第 1 報を全会津中学校体育連盟事務局へ入れる。

③ 全会津中学校体育連盟事務局は、当該選手の参加した専門部会長に速やかに連絡を入れる。

- ④ 全会津中学校体育連盟事務局は、当該選手の健康チェックシート（様式Ⅰ 学校等）、大会参加時の組合せ（対戦相手等がわかるもの）、その他該当選手の当日の動きに関して把握できる記録等を整え、情報提供の要請に応えられるよう準備をする。
- ⑤ 全会津中学校体育連盟事務局は、該当する市町村教育委員会とも連絡をとり、助言を受ける。
- ⑥ その他必要に応じて関係機関と情報共有し、感染拡大防止に努める。

令和3年 4月16日より実施  
5月 6日 一部追加  
5月27日 一部改定  
8月 2日 一部改定  
11月26日 一部改定  
令和4年 4月15日 一部改定